居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

1. スケジュールについて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 提出期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月～８月 | ９月１５日 | １０月～３月 |
| 後期 | ９月～２月 | ３月１５日 | ４月～９月 |

＊１５日が土曜日、休日の場合は、翌開庁日を提出期限とします。

1. 算定方法について

各居宅介護支援事業所において、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、「訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護」に係る居宅サービス計画の件数をそれぞれ算出し、各種サービスについて、最も照会件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を確認してください。

「紹介率最高法人」に係る居宅サービス計画の件数の占める割合が、各種サービスのいずれかについて８０％を超えた場合は、正当な理由に該当しない限り、特定事業所集中減算の対象となります。

1. 算定結果と事業所の対応について

　算定の結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が８０％を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず、日野市に届出書を提出してください。

また、すべてのサービスについて割合が８０％を下回った場合でも、各居宅介護支援事業所におかれましては、関係書類を２年間保存する必要があります。

1. 届出書の審査結果について

　提出いただいた届出書について、日野市が審査し、正当な理由に該当すると判断した場合は、特定事業所集中減算の対象になりません。

　提出いただいた届出書に正当な理由が記載されていない場合や、記載された理由について日野市が審査を行った結果、正当な理由に該当しないと判断した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、所定単位数から２００単位を減算して請求することになります。

　　　正当な理由については、別添「特定事業所集中減算の正当な理由の判断基準」をご参照ください。